

「館長雇止め・バックラッシュ裁判を勝ち抜く会」報告

三井マリ子さんの裁判を支援する集会在4月24日、東京都文京区の男女平等センターで開かれました。この会は大阪高裁判決日が未定の時から「勝っても負けても関東でも集まろう」と企画され、有志により年初めから準備が進められてきました。その間、開かれた3月30日の大阪高裁では、歴史的な逆転勝訴を勝ち取ることができました。

しかし喜びもつかの間、すぐにも上告されたため、「最高裁でも勝ち抜くために」改めてこの裁判の意義を確かめあう貴重な充実した会となりました。
☆ (木村民子)

この会は野村羊子フェミ議代表による司会で始まり、まずファイトバックの会（館長雇止め・バックラッシュ裁判を勝ち抜く会の通称）副代表をつとめる木村が、「裁判の経過報告」をいたしました。（概要は文末をご覧ください）

引き続き、判決日の夕刻毎日テレビで放映された報道番組「女性センター“雇止め”館長排除は人格権侵害」のビデオを上映しました。

これは労働法とジェンダー法の架橋をなす事案

浅倉むつ子（早稲田大学教授）

続いて、この裁判を勝利に導いたといっても過言ではない浅倉むつ子さんの講演がありました。浅倉さんはフェミニストになりたいけれどなれなかったが、アメリカで、ジェンダー法を学ぼうちフェミニストになれたと述懐されました。帰国後、青島都政の2000年、東京都男女平等参画条例案の策定に関与しました。しかし条例案提出時は石原都政に変わり、条例内容のトーンダウンし、2001年には女性財団廃止が打ち出されるなど、バックラッシュは東京で激しくなりました。職場だった東京都立大学は、2期目の石原都



政の突然のトップダウンにより「首都大学東京」と変えられます。そんな最中、中島通子さんの葬儀で三井さんと出会い、三井さんから裁判への意見書を頼られました。また、地裁判決についてのレポートを学生たちに出させたら、「三井さんの敗訴は仕方ない」という意見が多く、これはきちんとした意見書を書かなければという思いに至ったそうです。

浅倉さんは、「意見書」で次の2点を強調しています。

- ①市と財団による人格権侵害であり、不法行為である。
- ②同時に、労働契約上の義務違反、とくに外部からの嫌がらせ、虚偽の噂の流布、暴力的な威圧的言動に対して、市は職員たちの「職場環境保持義務」があるにも関わらずそれを怠ったことについて、契約上の責任を問われるべきこと。

関連して、「都立七生養護学校事件の東京地裁判決」の例をあげて、これも不法行為であると主張されました。

高裁判決文には「これら（豊中市と財団側）の動きにおける者たちの行為は、現館長の地位にある控訴人の人格を侮辱したものであるべきであって、控訴人（三井さん）の人格的利益を侵害するものとして、不法行為を構成するものというべきである」とあります。浅倉さんは、この高裁判決を、「市の主体的な不法行為であるとした」点や、「複雑な事実を細部にわたって分析する視点を持った、非常に優れた判決」と評価しています。

一方、本件雇用は「公法的な意味合いをもつ法律関係に順ずるもの」として、解雇の法理は適用されないとしたことは問題であると指摘されました。この雇用の問題は三井さんの非常勤館長が公職かどうかの解釈によって微妙な問題を含んでおり、この件は紀藤弁護士の解説を期待したいと結びました。

この裁判は事実が法律論を押し流した

紀藤 正樹（弁護士）



紀藤さんは、自分が抱えていた事件に追われて、弁護団だったものの大阪まで出かけられなかったが、書面は読み続けていた。本当にご苦労様と言いたいと口を切りました。続いて判決文の重要なポイントを数箇所読み上げ、バックラッシュ勢力による圧力と市の対応に関する事実認定を指摘しました。控訴審は事実がうまく埋め込まれたために、地裁とは異なる判決となり、まさに「浅倉先生の意見書が効を奏した」と評価しています。

しかし、課題は法律解釈に純化していないこと。高裁としても三井さんを何とか勝たせないとおかしいと判断し、そのためには「人格権」という解釈が大きく影響したのだろう。これが紀藤さんの推測です。雇止めの理屈に関しては、市と財団側は正攻法で来ているので、三井さんが諦めて次期館長の選考試験も受けなかったら、この事件は勝訴できなかっただろうし、また行政と民間の違いの法律解釈論では、この事件は勝てず、ここが最高裁で闘う余地があると指摘されました。最高裁は幸い事務所から歩いていけるので、紀藤弁護士が実務も担当してくださるといふ、発言もありました。原告は「いろいろな人を巻き込んでいける人柄が重要。だけれど従順ではだめで、弁護士と対等に意見を闘わせることのできる性格が大切であり、三井さんはそういう人柄」と付け加えて会場を沸かせました。

三井マリ子さんは、東京と大阪の往復130回で体力勝負だったと6年あまりの裁判闘争をふりかえり、勝てると思った地裁の敗訴で打ちのめされたこと、高裁判決では「勝った!」と、法廷の中で弁護団ともども抱き合ったことなど率直に語りました。最後に支援者からの手紙を読み上げて言葉に詰まるシーンもあり、感動的な講演となりました。

時間が迫る中、会場との意見交換では裁判の見通しや、バックラッシュへの対応策など難しい質疑応答があり、最後に上田代表のカンパの呼びかけで幕となりました。

館長雇止め・バックラッシュ裁判の経過報告

2000年 9月 1日 三井マリ子さん、館長の全国公募に応募し、選考を受けて、財団法人とよなか男女共同参画推進財団の非常勤館長として雇用される。（雇用期間 2001年3月31日まで）

2001年 4月 1日 雇用期間を2002年3月31日までとして更新（2002年、2003年まで同様に更新）

*2003年10月 豊中市は「男女共同参画推進条例」を制定。

2004年 2月 1日 財団理事会、組織変更の決定（非常勤館長を廃止して常勤の館長を配置し、事務局長を兼務する）

2004年 2月22日 三井さんとKさんに対し財団による選考委員会が実施され、三井さんは不合格

2004年 3月31日 三井さん、雇止めされる

2004年12月17日 三井さん、大阪地裁へ提訴（常任弁護士12人、弁護団38人）

*12月、「館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会（略ファイトバックの会）」発足

2005年 2月 2日 第1回口頭弁論（3.14、5.9、7.4、8.24、9.28、11.14、12.26と続く）

2006年3月16日 第8回口頭弁論（常任弁護士13人、弁護団39人）

2007年 2月21日 第15回口頭弁論（後任のK館長の証人尋問）

6月 6日 地裁の結審

9月12日 大阪地裁判決

原告（三井さん）敗訴

2007年 9月26日 原告大阪高裁へ控訴

2008年 2月26日 控訴審第1回（以後6.5、9.18、12.11、2.13と口頭弁論が続く）

2009年 5月22日 控訴審の結審

2010年 3月30日 大阪高裁判決

控訴人（原告）逆転勝訴

4月 1日 被控訴人豊中市上告

（後日、財団も上告）

